



保険法施行前に締結された生命保険契約における 保険金受取人変更の意思表示の有無および有効性

上智大学大学院法学研究科 平石 亜希

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

平成31年4月24日和歌山地裁田辺支部判決、平成28年(ワ)第33号保険金請求事件(金商1573号43頁)

1. 本件の争点

保険契約の被保険者であるAの死亡に伴う支払保険金について、原告Xと参加人Zとの間で、Aによる同契約の保険金受取人をZからXに変更する意思表示の有無や有効性が争われたことから、被告であるY保険会社が債権者不確知を原因として供託した同保険金元本及び遅延損害金相当額の供託金の還付金請求権の帰属先が争われた事案である。

本件では、①ZのY社に対する主位的請求に確認の利益が認められるか、②受取人変更の意思表示があったか、あった場合、それはいつか、③受取人変更の意思表示について錯誤無効の抗弁が認められるか、④受取人変更の際の保険募集人Bの行為が不法行為に該当するか、該当する場合、Y社が使用者責任を負うかという点が争点となった。本稿では①は割愛し、②③④について検討する。

2. 事実の概要

(1) 当事者等と本件保険契約

Aは平成17年5月1日、Y社との間で、保険契約者兼被保険者をA、死亡保険金・収入保障年金受取人(以下「保険金受取人」という)をZとする、収入保障特約付終身保険契約(以下「本件保険契約」という)を締結した。ZはAと平成12年11月15日に婚姻した妻であり、両者の間には未成年の長男及び長女がいた。原告XはAの女性親族である。なお、本件保険契約の約款(以下「本件約款」という)に

は、「保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。」(34条1項)、「本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。」(同条4項)との規定があった。

(2) 名義変更手続とAの死亡

Aは平成27年11月27日、本件保険契約の募集人であるBおよび原告X同席の下で、本件保険契約の保険金受取人を参加人Zから原告Xに変更することを内容とする名義変更請求書に署名し、同日Bに交付した。Bは同年12月1日、Aから国民健康保険被保険者証の写し等の必要書類を受け取り、名義変更請求書と併せてY社宛に郵送した。その後、同月5日Aが死亡した。名義変更請求書には、Y社従業員による同月7日付けの押印がされているが、名義変更請求書等のY社への到達がAの死亡の前後いずれであったかは証拠上判然としていない。

(3) 当事者等の人的関係と名義変更手続に至る経緯

Aは平成11年頃より飲食店経営を始め、平成14年には代表取締役をA、取締役をZとする有限会社Cを設立し、数件の飲食店の経営に携わっていた。しかし、Aのアルコール依存の影響等から、平成16年頃からはZが中心となって飲食店経営を行うようになり、本件保険契約の保険料の支払もZが行っていた。AとZは平成25年頃から別居しており、Aは死亡前年である平成26年9月頃、自宅を新築したが、別居が解消されることはなかった。同年初め頃までは、AとZは経営する飲食店で頻繁に会っていたが、翌年27年5月以降は夏頃に数回会った程度になっていた。AとZの別居後は、Aの母親がA宅を頻繁に

訪問してAの世話をしていた。Xも母親の都合が悪い場合などに代わってAの世話をしており、そして平成27年5月以降になると、XはA宅を週数回程度訪問するようになっていた。Aは平成23年頃以降、度々アルコール依存の離脱症状による振戦せん妄状態（激しい幻覚、錯覚及び失見当識を伴うもの）に陥り、入通院を繰り返していた。Aは死亡年である平成27年4月23日から同年5月18日までの間も上記症状により入院しており、その後死亡までの間にも数回の通院歴があった。Aは同年12月4日に医療センターに搬送され、翌5日に死亡した。診療記録にはAが同月2日に飲酒し、同月3日の夜から異常行動が見られたと記載されている。募集人Bは平成13年頃、Aに対して保険契約の勧誘を行い、Aおよび有限会社CはY社との間で保険契約を締結した。その後、Aに関する保険契約の見直しがされ、平成17年5月1日、本件保険契約の締結に至った。保険証券はZが保管しており、Bは年数回程度Zから保険に関する連絡や、入院給付金請求に関する問い合わせを受けるなどし、その際Aが飲酒を原因として入通院していることなどを聞いていた。Aは平成27年11月下旬頃、Bに対し「保険金受取人を変更したいから自宅に来てほしい」と連絡し、Bは同月27日夕刻頃、A宅を訪問した。A宅にはAの他、XとAの母親もおり、しばらくの雑談の後、BはAに名義変更請求書を交付した。Aは受取人変更の意向を示してこれに署名した。この際Xも同席しており、Aの署名を確認している。BはAに対し、保険証券の有無を確認したが、Aが「無い」と答えたため、本人確認書類の追完を求めた。ここでBがAに対し、保険金受取人をZからXに変更する理由を尋ねた事実はない。なお、Aは手続当ても飲酒をしていたが、BがAの言動に異変や違和感を覚えることはなかった。

一方Zは、Aがアルコール依存症の重篤化による幻想・妄想に加え、そのような事実がなかったにもかかわらず、Xやその他親族の言動の影響により、ZがAの印鑑を持ち出して50億円もの借金をしようとしていることや、死亡保険金を未成年の子らのためではなくZの信仰する宗教のために費消しようとしていることなどを信じており（以下「本件誤信」という）、その結果、受取人変更の意思表示を行ったと主張した。

(4) A死亡後の事情について

ZはAの死亡後、有限会社Cの代表者に就任し、

相続によりその全株式を保有するに至った。Y社は保険金受取人をCとする（本件保険契約とは別の）定期保険契約の死亡保険金としてZ名義の口座に2928万6000円を振り込んで支払った。G生命保険会社も死亡保険金としてZ名義の口座に約3000万円を支払った。

(5) Y社による本件保険契約の供託

Y社は平成29年4月28日、本件保険契約に基づく死亡保険金と収入保障年金一括支払額の合計2790万5425円並びに、これに対する保険金支払日の翌日から供託日までの遅延損害金172万9372円の合計額である2963万4797円につき、債権者不確知を供託原因として、和歌山地方法務局田辺支局に供託した（以下「本件供託」という）。Y社は平成30年6月4日、本件供託金の取戻請求権を放棄した。

3. 判旨（一部認容・一部棄却・一部却下〔確定〕）

(1) 争点②（受取人変更の意思表示があったか、あった場合、それはいつか）について

「本件保険契約において、保険契約者がする保険金受取人変更の意思表示は、保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生じ、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してもよく、この場合には保険者への通知を必要とせず、同意思表示によって直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるものと解される（最判昭和62年10月29日民集41巻7号1527頁）。

…亡AはBに対して保険金受取人を変更した旨を連絡し、XやBの面前で、受取人変更を行う意向を示して名義変更請求書に署名している。そうすると同時点で亡Aが保険金受取人をZからXに変更する確定的な意思を有していたことは明らかであり、名義変更請求書の宛先が形式的にはY社とされていたとしても、上記変更の意思表示はその場にいたXに対してもされたと評価できる。よって亡Aは、上記時点で新たな保険金受取人であるXに対して、保険金受取人をZからXに変更する意思表示を行ったと認められる。…」

(2) 争点③（受取人変更の意思表示について錯誤無効の抗弁が認められるか）について

「Zは、亡Aが、アルコール依存症の重篤化による幻想・妄想の影響や、X及び〔その他親族〕による言動により、本件誤信に陥ったと主張するが、こ

れを裏付ける的確な証拠はない。また、本件受取人変更の意思表示の際に、本件誤信に係る亡Aの動機がXらに表示されて同意意思表示の内容とされたことを裏付ける直接証拠は提出されておらず、他に的確な証拠もない。…本件受取人変更の意思表示の時点では、亡AとZの別居期間は約2年に及んでおり、両者の交流は少なくなっていたこと、他方で、亡Aと母親及びXの交流は密であったことが認められ、BやXが供述するように、亡Aが、Zとの離婚を念頭に置いて、保険金受取人をZからXに変更することを決意したとしても不自然ではない。…なお…Zは、亡Aの死亡により、有限会社Cの全株式を取得し、Z名義の口座には合計約6000万円もの死亡保険金が振り込まれるなど、十分な経済的利益を得たと認められる。

亡Aは…アルコール依存の離脱症状の発現時においては、激しい振戦せん妄状態に陥ることがあったものの、その症状は数週間後には落ち着き、会話も可能となっていた。平成27年12月4日付け診療記録には、前日から異常行動が始まった旨の記載はあるものの、本件受取人変更の意思表示の時点（同年11月27日）で同様の離脱症状が発現していたことを伺わせる記載はない。このことは、本件受取人変更の意思表示の際に、Bが亡Aの言動に特段の違和感を覚えなかったと証言していることとも整合する。

以上によれば、亡Aのアルコール依存の離脱症状や原告及び[その他親族]の言動等が、本件受取人変更の意思表示に不当な影響を及ぼした事実自体が認められない（亡Aが意思無能力であったとも認められない。）。

(3) 争点④（受取人変更の手続の際のBの行為が不法行為に該当するか、該当する場合、Y社が使用者責任を負うか）について

「Zは、本件具体的事情の下では、Bにおいて、亡Aから保険金受取人の変更申入れがあった際に、Zが保管する保険証券の提出を求めるなどして同申入れに異常がないかを確認すべき義務があったなどと主張する。しかし…本件では、Xに対する本件受取人変更の意思表示によって直ちに保険金受取人変更の効力が生じ、保険証券の提出等は要件とされていない（Bも、保険証券の提出のない保険金受取人の変更の例があると証言している。）。旧保険金受取人の地位は、このような変更権の制限の下にあることが前提とされており、もともと不安定な弱いもの

にすぎないものと解される。…本件受取人変更の意思表示に関して、亡Aのアルコール依存の離脱症状やX及び[その他親族]の言動等が不当な影響を及ぼした事実は認められず、…Bは、亡Aの言動に異変がないかを確認した上で、亡Aの意向に沿って保険金受取人の変更手続を進めたと認められる。このようなBの対応に不適切な点はなく、Zの主張するような義務があったとは認められない。

…また、本件委託契約の実質は、Bが、Y社のために、生命保険契約の媒介などの代理店業務を行うことを内容とする準委任契約であり、本件委託契約の内容やBの具体的な活動内容を見ても、両者の間に実質的な指揮監督関係は認められず、Y社は、Bの使用者とは認められない（なお、保険会社と保険募集人との間に実質的な指揮監督関係が認められない場合にも、保険業法283条1項に基づく責任追及の余地があるものの、本件では、Bの行為が『保険募集について』されたか、保険金受取人であるZが『保険契約者』の保護範囲に含まれるかという問題がある上…そもそもBの行為は不法行為に該当しないから、これを認める余地はない。）。

…よって、Zの使用者責任の主張は認められない。」

4. 評釈（判旨に賛成する）

(1) ①保険法（平成20年法律第56号）は保険法附則3条から6条の場合を除き、保険法施行前に締結された保険契約には、保険法ではなく平成20年改正前商法の規定が適用される（保険法附則2条）。本件保険契約における保険金受取人変更に関する規律も保険法43条ではなく、改正前商法675条および677条が適用されることになる。

②保険法施行前において、保険会社に保険金受取人が変更されたことを主張（対抗）するためには保険契約者から保険会社への通知が必要とされていた（改正前商法677条）。しかし、保険金受取人を変更するための効力要件については定めがなく、本判決も引用する最判昭和62年10月29日民集41巻7号1527頁は、保険者だけではなく、新旧いずれの保険金受取人に対して意思表示を行っても受取人変更の効力が生ずるとしていた。

ただし、この最判昭和62年については、保険金受取人変更の効力発生が不明であるとか、保険金

受取人の保護に欠けるのではないかという批判が学説でも多く、保険金受取人の変更手続に何らかの制限をすべきであるという見解もあった¹⁾。また、最判昭和62年やそれを支持する学説の背景には、契約者の意思を柔軟に解釈し、最大限尊重するという価値判断があったが、これに対しても契約関係の法的安定性を重視するためには意思表示の相手方を保険者に限るべきとの批判²⁾があり、この立場を採用したのが平成20年保険法であった。

確かに最判昭和62年に対しては以上のように批判が少なくなく、判決文自体も一義的とは言えない。同判決は、受取人変更の意思表示は保険者及び新旧保険金受取人いずれに対しても有効であるとし、相手方のある意思表示であると解しているようであるが、それ以外の者に対する意思表示による受取人変更を認めるかどうかは明らかではなかった³⁾。しかし、その理由は明らかではないものの少なくとも新保険金受取人に対する意思表示により受取人変更の効力が生じるという立場であることは自明であり、本件において、形式的には名義変更請求書の宛先がY社であったとしても、新保険金受取人であるXの面前で受取人変更の意思表示がなされている（という最判昭和62年よりも事実関係がより明確な事案と考えられる）以上、最判昭和62年の判例法理を前提とする限り、保険金受取人変更の効力を認めた結論に異論はないと考えられる。

なお、仮に、名義変更請求書の宛先がY社であることを重視して、Aの意思表示を保険者に対するものと解した場合であっても、意思表示の発信により変更の効力は発生するものと考えられることから、Aの死亡前に発信がなされている本件においては、到達がAの死亡後であっても、変更の効力は発生したことになろう⁴⁾。

③改正前商法677条1項では、保険者の二重弁済の危険を防止する趣旨として、対抗要件として保険者に対する通知が必要とされていた。そして実務上、本件保険契約と同様に、保険約款では通知に加え、保険者による保険証券への裏書がなされることを求めていた⁵⁾。この保険者に対する通知は被保険者死亡後にも行えるかを巡り、下級審裁判例や学説において見解の対立があった。肯定説は、保険契約者が被保険者であるような場合には、

保険契約者が生前にすでに通知を発信していた時は、改正前民法97条2項（民法同条3項）により到達が死亡後でも効力の発生は妨げられないとしている⁶⁾。保険事故後の通知を認めない場合には契約者の意思が十分に貫徹されないこと、通知が保険事故発生後に到達し、あるいは、保険契約者の相続人による通知がなされたという理由で新しい保険金受取人に保険金を支払わないことを要しないのは不当であることなどを実質的な理由として、保険金支払前であれば認められるとする肯定説が多数派となっている⁷⁾。否定説においても同じく、生前に保険契約者が名義変更請求書などを発送していた場合は、保険契約者はまだ変更手続権を有していたのであるから、それが被保険者死亡後に保険者に到達しても同条同項により有効であるとしている⁸⁾。

本判決の匿名コメント⁹⁾では、福岡高判平成29年6月7日（平28（ネ）202号）LEX/DB文献番号25563134が「否定的立場を採っているとも読める」ことを理由に裁判所の立場は未確定である旨の解説がされているが、同判決は、契約者（被保険者）死亡後に、記入済の保険金受取人変更請求書を相続人が発信したものであり、生前に意思表示と発信が行われていた本件とは事案を異にする。したがって、Y社が本件死亡保険金を供託した理由も、対抗要件の通知がA死亡の前後であるかが不明であったためというよりも、新旧保険金受取人間で変更の意思表示の有無および有効性が争われていたことが決定的であったのではないかと考える¹⁰⁾。

なお、これまで本件のような債権者不確知による保険金の供託については、その要件を厳密に解釈し、供託所において拒絶されることもあった。これについては平成20年保険法改正時における審議の際、「相続人間に争いがある場合、保険者が保険金を供託できる仕組みを設け、その争いに保険者が巻き込まれることがないように、立法的な対応を考えておくことが必要である」との言及もなされている¹¹⁾。供託は、民法494条2項の構造から、供託者側に過失がなかったことの立証責任が要求されるが、これは保険者に司法機関と同じ水準の調査義務を要するものではなく、保険者に提供され、知り得た事実に基づいて過失なく判断すればよいと解される¹²⁾。

(2) 争点3につき、本判決ではAのアルコール依存の離脱症状やX等の言動等が本件受取人変更の意思表示に不当な影響を及ぼした事実自体が認められず、Zの主張による錯誤無効および、Aが意思無能力であったとは認められないとされた。

①Xは、錯誤無効は表意者保護のための規定であることを理由に、Zによる錯誤無効の主張は許されないと主張した。この点、判例は「第三者が表意者に対する債権を保全する必要がある場合において、表意者がその意思表示の要素に関し錯誤のあることを認めているときは、表意者みずからは当該意思表示の無効を主張する意思がなくても、右第三者は、右意思表示の無効を主張して、その結果生ずる表意者の債権を代位行使することが許される」（最判昭和45年3月26日民集第24巻3号151頁）としている。本判決は、Xの主張をそのまま容れるのではなく、Zの主張を裏付ける証拠の有無が検討されており（本件ではAが死亡しているため、意思表示に錯誤があったことを本人が認めるか否かを確認することはできないものの、後述②のとおり、様々な間接事実に基づいて亡Aの意思が探求されており）、上記判例の趣旨に鑑みると、妥当な判断手法であると思われる。

②保険契約者が行った保険金受取人変更の意思表示につき、その意思能力の有無が争われた近時の裁判例¹³⁾は、意思能力の有無を判断するに当たって、まず、医学上の評価を拠としつつ、保険金受取人の変更行為の性質・内容を踏まえ、保険金受取人の変更手続が行われた状況を中心に、かかる手続時のもとより、その前後の病状、言動や状況を総合的に考慮している¹⁴⁾。加えて、これらの裁判例では、保険契約者が保険金受取人を変更するに至った経緯から当該行為の合理性や動機の有無を詳細に考察することによって、可能な限り保険契約者の意思を酌むかたちでその有効性を判断している¹⁵⁾。

本件は錯誤無効が争われた事案ではあるが、単にAが誤信に陥ったことを裏付ける的確な証拠がないとしてこれを斥けるのではなく、意思能力の有無が争点となった近時の裁判例と類似する判断枠組みによって、Aの意思を精査しているという特徴がある。意思能力の有無が争点となった裁判例と本件とで、紛争の本質は変わらないもの（旧受取人から見ると、契約者の意思能力の低下を奇

貨として、新受取人が契約者を誤信に陥らせて、不当に新受取人への変更をなさしめたと捉えられる紛争類型）と考えることもできよう。

(3) 争点4につき、本判決は、Bの対応は不法行為に該当しないとするとともに、Y社はBの利用者とは認められないとした。

①Bの対応について、Bが故意にAを欺罔して保険金受取人をZからXに変更させたという事実は認められていない。ZはAが手続を進める際に、Zが保管していた保険証券の提出を求めるべきであったと主張したが、本件では受取人変更の効力はAが意思表示をした時点で生じており、保険証券の提出は要件とならない¹⁶⁾。もっとも本件約款には、保険証券への裏書が求められていたが、これは保険者の実務上の対応に過ぎず、Bも保険証券の代わりにAに本人確認書類の提出を求め、これを後日受領することで手続を完了させている。さらに、Bは手続時のAの言動に異変がなく、Aの意向に沿った手続であることも確認しており、Bの行為に過失はないと考えられる。

②生命保険会社の使用人とは、保険会社のためにその指揮監督のもとで、もしくは従属して生命保険契約の募集を行う者である¹⁷⁾。また民法上の使用者責任（民法715条）では、被用者は使用者の選任監督・指揮命令に服する関係にある者でなければならぬとされている¹⁸⁾。このことから、BはY社の使用人ではなく、Y社とBの関係は法律行為以外の行為の委託をする準委任関係であり、Bは媒介代理商（会社法16条カッコ書参照¹⁹⁾）であると位置づけられる。

保険業法283条1項は、所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う旨規定している。この「保険募集につき」とは、保険契約の締結の代理または媒介のみならず、これと密接な関係のある保険契約の締結の勧誘や間接的媒介行為（たとえば契約見込客を探し、申込みの誘引ができるような状態とする行為）も含むと解されている²⁰⁾。BがY社の営業職員であって、両者に雇用関係があれば、保険契約者は民法715条および保険業法283条1項のいずれの規定においてもY社に対して損害賠償の請求をすることができるが、本件では民法715条の適用は難しく²¹⁾、283条1項の適用を考えることになる。そして本件では保険金受取人の変更

関する行為であることから、保険募集に密接に関連する行為には含まれないということになる。

以上のとおり、本件では保険業法283条1項の要件が充たされないうえ、B自身にも不法行為は認められないため、判旨に賛成する。

以上

- 1) 甘利公人＝福田弥夫＝遠山聡・ポイントレクチャー保険法(第2版)231頁(2018年・有斐閣)。
- 2) 藤田友敬・法学協会雑誌107巻4号708頁(1990年)。
- 3) 山本哲生「保険金受取人の指定・変更」甘利公人＝山本哲生編・保険法の論点と展望261頁(2009年・商事法務)。
- 4) 山下友信・保険法499頁(2005年・有斐閣)。
- 5) 松澤登・「保険法早わかりシリーズ第五回 入門、保険金受取人の指定・変更」2頁コメント(2019年・ニッセイ基礎研究所レポート <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=61756?site=nli> 2020年7月2日最終検索)。
- 6) 山下(友)・前掲502頁。
- 7) 山下典孝・金商1135号76頁(2002年)。
- 8) 中村敏夫「保険金受取人の指定変更と保険証券の裏書」同・生命保険契約法の理論と実務340頁(1997年・保険毎日新聞社)。
- 9) 金商1573号46頁(2019年)。
- 10) 山下(友)・前掲503、504頁。本件供託と類似する判例として、大阪地判昭和60年1月29日(生命保険判例集4巻146頁)は「保険契約者兼被保険者の生前に通知がなく、保険事故発生後に新・旧保険金受取人双方から保険金請求がされている場合に、指定変更について悪意で支払った保険者は免責されないという見解があることを理由に供託を認め」ている。
- 11) 法務省法制審議会保険法部会第18回会議(平成19年10月31日開催)資料18-1「保険法の見直しに関する中間試案の意見募集の結果概要」195頁(<http://www.moj.go.jp/content/000012370.pdf>)。
- 12) 南野隆久・保険事例研究会レポート78号12頁河村弁護士コメント(1992年)。
- 13) 例えば、大阪地裁平成12年10月30日判決(生命保険判例集12巻531頁)〔アルコール依存症で入院中の保険契約者がした保険金受取人変更が、意思能力を欠いていたとは認められず、合理性もあり有効とされた事例〕があり、同事件では錯誤無効についても争点となって(結論として棄却されて)いる。
- 14) 野口夕子「保険金受取人変更の意思表示——かかる行為の性質と保険契約者の意思能力」近大法学66巻3・4号67

頁(2019年)。

- 15) 桜沢隆哉・保険事例研究会レポート291号10頁(2015年)。
- 16) もっとも本件約款では、指定変更の対抗要件について、保険証券への裏書が定められていたが、改正前商法677条の規定する通知という対抗要件を加重したものと解すべきではない(山下(友)・前掲504頁)。
- 17) 石田満・保険業法2019 615頁(2019年・文眞堂)。
- 18) 我妻栄＝有泉孝＝田山輝明・我妻・有泉コンメンタール民法総則・物権・債権(第6版)1532頁(2019年・日本評論社)。
- 19) 「会社のためにその平常の事業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その会社の使用人でないものをいう。」
- 20) 石田・前掲648頁。
- 21) 石田・前掲647頁。